

一般質問の通告方法の改正について（案）

1 目的

一般質問の機会がより適正に保障されるよう、通告方法を改正しようとするもの。

2 説明

現行は、議長の定めた期間内（1日間）に、議長に対して議長室において直接文書通告することとなっているが、諸般の事情（傷病、看護、介護等）により直接通告が困難な際にも、メールやファクス等での通告を可とすることで一般質問の機会をより保障し、もって議員の権限が適正に履行できるよう改正するもの。

3 現行基準（議会運営委員会にて定例会議の運営方法を都度決定）

- (1) 一般質問は、○月○日（○曜）、○日（○曜）の○日間で行う。
- (2) 通告期間は、○月○日（○曜）の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までの時間は、除くものとする。
- (3) 質問時間は、90分以内とし、初回は通告どおり一括して質問を行い、再質問以降は、一問一答方式により質問する。
- (4) 質問順序は、通告順とする。
- (5) 通告書は事務局に備える（議会ホームページからも印刷可能）。
- (6) 一般質問の内容は、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、質の高い政策論議を目指した内容であることとする。
 - ・ ○月○日（○曜）は、議長（または事務局経由）へ提出する期日であり、提出以降に一切の修文が無いよう、○月○日（○曜）から○月○日（○曜）午後5時までに、事務局を通じた文章整理及び原課への用語・解釈・内容等の確認などを終了しておくこと。
 - ・ なお、事務局あてEメール（添付）及びファクスでの事前整理を認めることとする。
 - ・ 通告後に質問内容を撤回する場合は、書式をもって議長（または事務局経由）に提出すること。

4 改正案

(3) 通告は、原則持参とする。ただし議長が、認めた場合はこの限りではない。

(4) 以降 改正前の(3)以降を順次繰り下げて規定する。

5 関係例規

- ・芽室町議会会議条例第62条第3項

質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

6 改正手順

全員協議会での協議を経て、議会運営委員会で決定し、施行する。

7 改正時期（予定）

令和5年定例会12月定例会議から適用